

消費生活センターにご相談ください

消費豆知識 64

不安をあおり契約させるリフォーム工事の点検商法

事例

「近くで屋根工事をしていたら、お宅の瓦が傷んでいるように見えたので点検しましょうか」と業者が訪問してきた。点検した後、業者が撮影した瓦の映像を見せられ「かなりひどい状態だ。このままでは雨漏りするかもしれないすぐに工事をしたほうがいい」と言われた。迷っていると「今日の地域にたまたま来ているので今でなければ契約できない」とせかされ、80万円の契約をしてしまった。あせって契約したことを後悔し、やめたいと連絡したが「もうキャンセルはできない」と怒鳴られた。

・住宅リフォーム工事等の勧誘が目的ということを告げず点検を持ちかけ、不安をあおって契約をせかすという「点検商法」のトラブルです。家族や周囲の人も高齢者の様子に気を配りましょう。

・点検させてほしいと訪問してくる業者には対応しないようにしましょう。

・点検を依頼した場合でも、結果をつのみにしないで、冷静に受け止めることが大切です。別の専門家などに確認して、複数の見積りを取るなど、決してその場で契約しないようにしましょう。

・法定の契約書面を受け取ってから8日間以内であるなどの場合はクーリング・オフを行う事が出来ます。

▼相談日時＝月～金曜日(祝日・年末年始を除く)

午前9時～正午、午後1時～4時

▼相談場所＝上三川町消費生活センター(役場3階)

▼相談専用電話番号＝☎9153

農業用廃プラスチック等回収(分別収集)を実施します。

▼日時＝11月13日(火)・14日(水)午前8時30分～午後3時まで

※正午～午後1時までの時間帯の持ち込みは極力ご遠慮ください。

▼内容＝13日(火)

- ① 農業用ポリエチレン(スーパーソーラー・ベジタロン・クリンテート・トーカー・エース・ユラックなど)
- ② グリーン、黒マルチなど
- ③ 灌水チューブ・肥料袋(織った肥料袋とは別に結束する)
- ④ ブルーシート(金属部は取除く)・織った肥料袋
- ⑤ 不織布(パオパオ・ラプシート・パストライトなど)
- ⑥ 防ひょう・防鳥ネット・寒冷紗
- ⑦ 農薬空きボトル・空き袋

※よく洗浄・乾燥し、ラベルを完全にはがし、半透明のゴミ袋に入れて搬入してください。守られていない場合は、回収できません。

14日(水)

- ⑧ 農業用ビニール(クリンエース・キリン・ノンキリー・ハイヒット・モヤレス・キリサラバなど)
- ⑨ 育苗箱・あぜ波シート
- ⑩ 廃パイプ・塩ビパイプ

※約2mの長さに束ねる。

⑪ マイカ線

⑫ 土壌消毒用空き缶

※よく洗浄し、乾燥したものに限り。

⑬ オイル空き缶

※上フタを取り、灯油などでよく洗浄し、乾燥させてください。缶の中が確認できるもので20リットルのみ回収します。また、上フタも併せて回収します。

※種類ごとに回収を実施します。必ず①～⑬にそれぞれ分別してください。分別したものをつづら折りにし、同質材のヒモではずれないように2カ所を結束し、指定された日に搬入してください。これ以外は、回収することができません。廃プラスチック等に金属等(針金など)がついている場合は必ず取り除いてください。マイカ線での結束は絶対にしないでください。

▼場所＝JAうつのみや上三川野菜集荷所(上蒲生378番地)

▼処理負担金＝

農業用廃プラスチック類、廃パイプ、廃ポリエチレン類、廃ビニール類、土壌消毒用空き缶、ペール缶、オイル缶(20リットル) 重量負担 30円/kg(100円未満切捨て)

▼その他＝委任状が必要になりますので、必ず印かんをお持ちください。(6月に委任状を記入していただいた方も、再度必要になります。)

廃棄物処理法により、野焼きや不法投棄をすると、罰則の対象となります。

▼問い合わせ先＝

JAうつのみや上三川野菜集荷所

☎6688

産業振興課 農産園芸係

☎9138

マイナンバーカードを利用して住民票などの証明書を 近くのコンビニで取得できます！



コンビニ内のマルチコピー機を使用し、簡単な画面操作で証明書を受け取ることができます。
カード受け取り時に設定した4桁の暗証番号(利用者証明用電子証明書)が必要となります。

利用できる時間

午前6時30分～午後11時まで

※12月29日～1月3日、メンテナンス時を除く

利用できるコンビニ

全国の

- ・セブン-イレブン
- ・ファミリーマート
- ・ローソン
- ・サークルKサンクス

※マルチコピー機設置店舗のみ

取得できる証明書

- ・住民票の写し(本人・同一世帯分)
※マイナンバー、住民票コードは記載されません。
- ・印鑑登録証明書(印鑑登録者本人分)
- ・所得証明書(本人最新年度分のみ)
- ・住民税決定証明書(本人最新年度分のみ)
※全て一部200円になります。



【マイナンバーカード】

マイナンバーカードを
まだお持ちでない方は・・・

事前に以下の方法等により、マイナンバーカード交付申請手続きが必要です(初回の交付手数料は無料)。
○郵送による申請又は、ご自宅にてパソコン・スマートフォンを利用したオンライン申請
○住民生活課にて、タブレット端末を使ったオンライン申請(職員がお手伝いをいたします)
詳しい申請方法等は、[マイナンバーカード 申請](#)で検索、もしくは住民生活課へお問い合わせください。
※マイナンバーカードは即日交付されません。申請から約1か月～約1か月半後、役場より交付通知書(ハガキ)をお送りしますので、申請者本人が記載の必要書類等をお持ちになり、役場住民生活課にてお受け取りください。

▶問い合わせ先＝住民生活課 総合窓口係 ☎(56)9125